

鹿屋市東原地域地力増進対策指針

平成5年3月12日策定

1. 地力増進地域内の土壌の性質

本地域は、鹿屋市の東部に位置し、標高120メートル前後の黒色火山灰に覆われたシラス台地で、母材は非固結火成岩から成る。

土壌は、厚層多腐植質黒ボク土に分類され、pHが低く、交換性石灰含量及び水溶性ほう素含量が不足している。また、作土が浅く、ちみつ度が高い。

2. 土壌の性質の改善目標

- (1) 土壌のpHは、6.0から6.5までとする。
- (2) 交換性加里含量は、乾土100グラム当たり0.3ミリグラム当量から0.6ミリグラム当量までとする
- (3) 水溶性ほう素含量は、乾土100グラム当たり0.3ミリグラム以上とする。
- (4) 有効態リン酸含量は、乾土100グラム当たり5ミリグラム以上とする。
- (5) 作土の厚さは25センチメートル以上とする。
- (7) 有効根群域のちみつ度は、山中式硬度計で22ミリメートル以下とする。

3. 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項

- (1) 石灰資材の施用は石灰含量及び苦土含量の当量比を勘案し、決定する。本地域においては、交換性石灰含量に比べ交換性苦土含量の不足割合が小さいので、苦土石灰より炭酸カルシウムの施用が望ましい。
- (2) 交換性加里含量が基準値以上の場合は、加里施用量を減肥する。また、加里含量の高い有機物資材は、施用しない。
- (3) リン酸資材は、土壌pH及び塩基バランスに応じて選択する。
- (4) 深耕ロータリー、パンブレカー、プラウ等により硬盤層の破碎を行う。

4. その他地力の増進を図るために必要な事項

- (1) 風食と土壌のちみつ化を防止するため、なるべく裸地期間を少なくし、適切な土壌管理に努める。
- (2) 有機物の確保に当たっては、畜産農家との十分な連携を図ることに努める。